

議員提出議案第 1 号

中心地域（都市核）活性化施策調査特別委員会の設置について

次のとおり特別委員会を設置することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 110 条及び岩国市議会委員会条例（平成 18 年条例第 310 号）第 6 条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 23 年 6 月 27 日

提出者	岩国市議会議員	松 本 久 次 印
	同	貴 船 齊 印
	同	越 澤 二 代 印
	同	石 原 真 印
	同	大 西 明 子 印
	同	渡 ・ 弘 印
	同	田 村 順 玄 印

- 1 本議会に、中心地域（都市核）活性化施策調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。
- 2 特別委員会の委員は、12 人をもって構成する。
- 3 特別委員会は、次に掲げる事件についての調査を行う。
 - (1) 中心市街地の活性化施策に関すること。
 - (2) 民間空港の利活用施策に関すること。
 - (3) その他、合併後の岩国市における都市核の現状と課題のうち、特別委員会が必要と認めるもの
- 4 特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続して調査を行うものとする。

提 案 理 由

中心地域（都市核）活性化施策に関する諸問題を調査するため、中心地域（都市核）活性化施策調査特別委員会の設置を提案するものである。